文

- 1 本件申立をごずれも却下する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

理 由

第1 申立の趣旨

起業者国土交通大臣及び日本道路公団の一般国道 4 6 8 号新設工事〔一般有料道路「首都圏中央連絡自動車道」新設工事〕(東京都あきる野市 α 地内から同市 β 地内までの間、青梅市 γ 地内から同市 δ 地内までの間及び同市 ϵ 地内から同市 δ 地内までの間)及びこれに伴う附帯事業並びに市道付替工事のための収用裁決申請事件について、東京都収用委員会がした別紙土地収用裁決一覧記載の裁決に基づき、相手方東京都知事が申立人らに対して行う明渡裁決の執行(代執行手続の続行)は、当庁平成 1 2 年(行ウ)第 3 4 9 号事業認定取消請求事件及び同平成 1 4 年(行ウ)第 4 2 1 号収用裁決取消請求事件の本案判決が確定するまでこれを停止する。第 2 事案及び申立の概要

申立人らは、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)新設工事に必要とされる別紙物件目録記載の各土地について、東京都収用委員会から別紙収用裁決を受けた者あるいはその法定相続人であるが、上記各土地について、相手方東京都が、土地収用法102条の2第2項及び行政代執行法に基づく代執行の手続を行えば、申立人らが長年居住してきた住まいを失い、あるいは農地、墓地、文化遺産を失うことによらて回復困難な損害を生じること(行政事件訴訟法25条2項)、上記収用裁決は違法であって取り消されるべきものであるから本案について理由がないとみえるときにあたらないこと(同3項)、行政代執行の手続の続行を停止しても公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれはないこと(同項)を主張して、代執行手続の停止を求めたものである。

第3 当裁判所の判断

2 以上のとおり、本件に関しては、既に、前件において本件明渡裁決の執行(代執行手続の続行)停止申立を却下する旨の判断がされ、それが最高裁判所に対する特別抗告等を経て確定している以上、本件申立を認容するためには、前件後に特段の事情の変更があったことが認められることを要するものというべきであり、この点は、前件において否定された「回復し難い損害」の要件の有無について特に問題となるものである。

そこで、この点について検討するに、前件後の事情変更としてまず挙げられるのは、本案訴訟の一審において申立人ら勝訴の判決が下されたことであろう。しいとがら、この点は、執行停止のための要件のうち、「本案について理由がないといえないこと」との要件の有無の判断については大きな影響を与える要素であるといえるものの、上記の要件とは別個の要件として「回復し難い損害」の存在が要求されている以上、一審勝訴判決がされたことから直ちに「回復し難い損害」の要件が充足されることになるものではないのであるから、上記の点から直ちに特段の事件充足されることになるものではないのであるから、上記の点から直ちに特段の事件があったものと認めることはできない。申立人らは、本案訴訟において審勝、判決がされたにもかかわらず執行停止が認められなければ、勝訴判決を得た意味がなくなるという趣旨の主張もしているが、現在の行政事件訴訟制度の下において

は、本案一審勝訴判決がされたことによって直ちにその対象となった行政処分の執行を停止すべきものとはされておらず、他の場合と同様に、行政事件訴訟法25条所定の要件が満たされた場合に初めて執行停止を認めるべきものとしているのであるから、上記主張を採用することはできないものといわざるを得ない。

以上によれば、本件申立は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないものというべきである。本案訴訟において一審勝訴判決が下された以上、その対象となっている明渡裁決の執行も停止されるべきであるとする申立人らの心情は理解できるものの、現行の執行停止制度及び前件の経緯を前提とすると、その申立を認容することはできないものといわざるを得ない。 3 結論

。よって、本件申立は理由がないからこれらを却下することとし、申立費用の点に ついて、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり決定す る。

平成16年4月26日 東京地方裁判所民事第3部 裁判長裁判官 鶴岡稔彦 裁判官 新谷祐子 裁判官 加藤晴子